

質問第二号

P A C 3 の適地調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年二月四日

福島みずほ

参議院議長 江田五月 殿

P A C 3 の適地調査に関する質問主意書

防衛省は、本年一月十四日から十五日にかけて、弾道ミサイルを迎撃する地对空ミサイルのパトリオット 3（以下「P A C 3」という。）の発射地点として適しているかを調査する適地調査を、その候補地の一つである新宿御苑で実施した。このP A C 3の適地調査は、ミサイル部隊の移動・展開訓練の一環であり、基地から候補地の公園までの地域住民や調査地の近隣住民や自治体に不安感を与えるだけでなく、アジアの近隣諸国との間にも緊張関係を高める可能性があるなど、重大な影響を与えることに鑑み、以下質問する。

一 新宿御苑での適地調査について

- 1 新宿御苑での適地調査の目的は何か。またどのような調査を行ったのか、明らかにされたい。
- 2 なぜ、新宿御苑で適地調査を行ったのか。新宿御苑を選んだ理由を明らかにされたい。
- 3 新宿御苑での適地調査は、昭和二十二年十二月二十七日における閣議決定「旧皇室苑地の運営に関する件」の「三 口 新宿御苑は国立庭園として一般に開放するとともに国民芸術の向上に資する諸施設を整備すること」という目的に反していると思われるが、どう考えるか。
- 4 なぜ、夜間の時間帯に適地調査が行われたのか、その理由を明らかにされたい。

5 新宿御苑での適地調査においては、どのような装備を使用したのか、明らかにされたい。

6 新宿御苑での適地調査には、何人の防衛省関係者が参加したのか、明らかにされたい。

7 適地調査に使用した装備及び人員は、どこから新宿御苑まで移動させたのか、明らかにされた
い。

8 新宿御苑における調査の結果は、いつまとめられるのか。

二 適地調査における自治体への通知について

1 適地調査を行う際に、新宿御苑が位置する東京都や基地から新宿御苑までの沿道自治体に対して、いつ、どのような方法で通知したのか。通知していないのであれば、その理由を明らかにされたい。

2 自治体への通知の際に、文書で通知したのであれば、その文書を公開されたい。口頭で通知したのであれば、どのような内容を通知したのか、また、なぜ口頭での通知という方法をとったのか、その理由をあわせて明らかにされたい。

3 基地から新宿御苑までミサイルを運搬するにあたっては、沿道住民への告知が必要だと考えるが、そのような告知は行われたのか。行われたのであれば、その方法と内容を明らかにされたい。行われな

かつたのであれば、その理由を明らかにされたい。

4 新宿御苑における調査結果は、自治体に公表されるのか。

三 適地調査による影響について

1 ミサイル関連装備が都道や区道を通過する際、その下に敷設してある水道管やガスパ管等に支障をきたす可能性がある。政府は、そのような影響があると認識しているか。認識しているのであれば、どのような影響があるのか、明らかにされたい。影響がないというのであれば、その根拠を示されたい。

2 P A C 3 ミサイル発射の際に、人体に有害な煙が発生するとされている。市民団体が防衛省に申し入れた際に、この煙の成分について質問したところ、防衛省側からは「米政府に問い合わせて回答する」と返答したと聞いている。米政府からの回答は、どのような内容であったのか、明らかにされたい。

3 2の内容について、米国より回答がなかった場合、P A C 3の人体への影響が確認されない中で、今回の調査を行ったことになり、人権を無視した行動であると指摘せざるをえない。この指摘に対する政府の見解を示されたい。

4 P A C 3ミサイルの誘導に伴い、電磁波障害が指摘されている。政府は、この電磁波障害の影響について把握しているのか。把握しているのであれば、その影響に関する数値を明らかにされたい。またこのような影響を市民に与えることについて、政府の見解を示されたい。

四 適地調査の際の警備について

1 新宿御苑で適地調査を行った際に、警察が、交通整理や警備を行った。防衛省から警察に依頼したのか。依頼したのであれば、どのような業務を警察に依頼したのか、明らかにされたい。

2 警察以外の組織・団体に、警備等の業務を依頼したか。依頼したのであれば、どのような業務をいくらで依頼したのか、明らかにされたい。

3 警備等を行っていないのであれば、なぜ行わなかったのか、理由を明らかにされたい。

五 今後の適地調査の実施について

今後、適地調査が行われる予定を明らかにされたい。

右質問する。